

保健福祉関係<つづき>

| | | |
|-----|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 84 | 心配事相談事業委託 | 4 市町村とも実施していますが、実施方法等に違いがあります。合併時、新市社会福祉協議会への補助事業として実施します。なお、臼田町・浅科村・望月町が同時に実施している行政相談は、別に実施します。 |
| 85 | 高校生ボランティア研修会委託事業 | 佐久市が実施しています。 ボランティア育成事業は、新市社会福祉協議会の主体事業とするため、合併時、廃止します。 |
| 86 | 災害弔慰金支給及び災害援護資金貸付援助業務 | 4 市町村とも実施していますが、事業内容に違いがあります。合併時、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の規定に準拠し、弔慰金等の支給貸付を行います。 |
| 87 | 災害見舞援護事業 | 4 市町村ともが災害見舞金を支給していますが、支給対象者・要件・金額に違いがあります。また、佐久市・浅科村は救護品を支給しています。合併時、統一した基準を設け、市内に発生した災害により被災した市民に見舞金・見舞品を交付します。 |
| 88 | 遺族会補助金 | 佐久市・臼田町・望月町が実施していますが、交付金額・交付方法に違いがあります。 合併時、補助金交付基準を設け、予算の範囲内で補助をします。 |
| 89 | 傷痍軍人会補助金 | 佐久市・臼田町が実施していますが、交付金額・交付方法に違いがあります。 合併時、補助金交付基準を設け、予算の範囲内で補助をします。 |
| 90 | 戦傷病者・戦没者援護事業 | 4 市町村とも実施していますが、追悼式の開催回数・実施主体等に違いがあります。 合併時、地域の実情を勘案し、新市において一本化した追悼式を実施します。 |
| 91 | 身体障害者福祉協会運営費補助金 | 佐久市・臼田町が実施していますが、交付金額・交付方法に違いがあります。 合併時、補助金交付基準を設け、予算の範囲内で補助をします。 |
| 92 | 手話通訳要約筆記者派遣事業 | 佐久市・臼田町・望月町が実施しています。合併時、統一した基準を設け、実施します。 |
| 93 | 交通災害共済掛金給付（障害者福祉） | 佐久市が実施しています。合併時、身障手帳 2 級以上所持者と療育手帳所持者に対し、長野県県民交通共済の加入掛金を新市が負担します。 |
| 94 | 障害者介護用品給付事業 | 臼田町・浅科村が給付していますが、給付金額・給付方法に違いがあります。 合併時、統一した基準を設け、介護用品の給付を新市の区域で実施します。 【対象者】市内に住所を有する市町村民税非課税世帯に属するもので、身体障害者手帳、療育手帳または、精神障害者保健福祉手帳を所持している 65 歳未満の者を在宅で介護している介護者。 |
| 95 | 外国人障害者特別給付金支給 | 佐久市・浅科村・望月町が実施しています。合併時、新市において実施します。 【支給額】月額 20,000 円 |
| 96 | 心身障害者希望の旅事業補助金 | 佐久市・臼田町・望月町は補助金で実施していますが、浅科村は委託事業で実施しています。 合併時、補助事業により実施します。 |
| 97 | 知的障害者更正施設 臼田啓明園管理運営事業 | 臼田町が実施しています。合併時、現行どおり実施します。 |
| 98 | 知的障害児施設 臼田学園管理運営事業 | 臼田町が実施しています。合併時、現行どおり実施します。 |
| 99 | 障害者共同作業所訓練事業 | 4 市町村が実施していますが、佐久市・望月町は委託で、臼田町・浅科村は直営で事業を実施しています。 合併時、新市の区域において継続して実施します。 |
| 100 | 手をつなぐ親の会補助金 | 佐久市・臼田町が実施していますが、交付金額・交付方法に違いがあります。 合併時、補助金交付基準を設け、予算の範囲内で補助をします。 |
| 101 | 小諸学舎 デイサービス利用者負担金 | 佐久市が実施しています。合併時、新市の区域で現行どおり実施します。 |
| 102 | 特別障害者手当認定委嘱医師報酬（浅間病院負担金） | 佐久市が実施しています（3 町村は佐久福祉事務所が実施）。 合併時、佐久市の例により実施します。 |
| 103 | 公立保育所管理運営事業 | 合併時、保育実施園は現行どおりとし、定員は現行を基本にし、保育日数は 290 日以上、保育時間は原則 8 時間として実施します。 |
| 104 | 保育所等運営委員会 | 臼田町が設置しています。新市において子育て支援事業を包括する「仮称 子育て支援審議会」を設置し、保育所等運営委員会はその審議会に統合するため、合併時、廃止します。 |
| 105 | 保育料 | 4 市町村間で階層区分・保育料に違いがあります。 合併時、国の徴収基準を基にした 10 階層とし、保育料を統一して実施します。 |
| 106 | 保育時間 | 保育基本時間は 4 市町村とも同様に実施していますが、延長保育（開所・閉所時間）は 4 市町村の各保育所ごとに違いがあります。 合併時、保育基本時間は現行どおりとし、延長保育（開所・閉所時間）は午前 7 時 30 分から午後 7 時までを基本とし、実施にあたっては、各保育所の実情に応じて実施します。 |